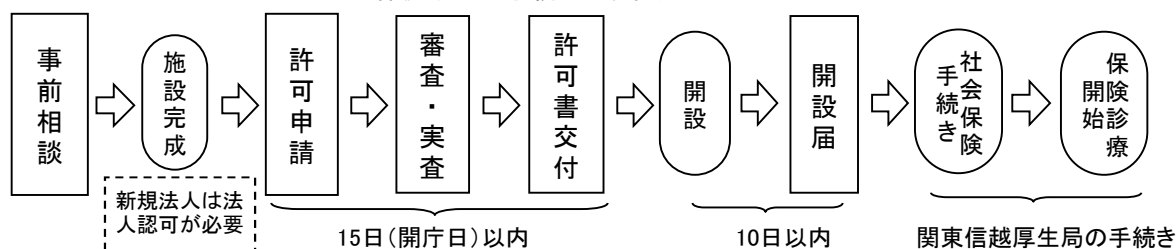


診療所(歯科診療所)新規開設の手引き(法人開設)

東京都南多摩保健所
管理課保健医療担当

◆新規開設手続きの流れ (□が保健所での手続きです。)



※事前相談には、開設スケジュール(見込み)、平面図、提出書類等で準備可能なものをお持ちください。
 ※厚生労働省関東信越厚生局東京事務所(03-6692-5119)の社会保険手続き等も考慮の上、ご準備ください。
 上記により難しい場合は、早めにご相談ください。(都の標準処理期間は15日(開庁日)です。)
 ※開設届は、開設後10日以内に届け出てください。
 ※医療法人の設立手続き等は、東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当(03-5320-4426)にご相談ください。

◆開設許可申請 提出書類等 ※1 書類への押印は、原則不要ですが、必要に応じて押印をお願いすることがあります。

提出書類等	記載・添付上の注意
①開設許可申請書(医科と歯科は別様式)	診療所の名称は、近隣の診療所と類似しないよう、ご注意ください。
②申請手数料(19,000円)	申請時に納付してください。
③定款又は寄付行為	許可を受けようとする施設が記載されていることを確認してください。 法人による原本確認をしたものを提出してください。
④法人の登記事項証明書(※1)	許可を受けようとする施設が記載されていることを確認してください。 発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
⑤土地及び建物の登記事項証明書(※2)	発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
⑥土地又は建物の賃貸借契約書の写し(賃借する場合のみ)	原本確認のため、原本もお持ちください。 転貸による契約の場合は、所有者の承諾書を併せて添付してください。
⑦敷地の平面図	敷地の公図、建物図面等。ビル内の診療所の場合は、利用する階全体の平面図
⑧敷地周囲の見取図	道路と建物の位置関係がわかるもの。
⑨建物の平面図	縮尺1/100以上、各部屋の用途を明示してください。
⑩エックス線診療室放射線防護図	平面図及び立面図、縮尺1/50(歯科は1/50又は1/25)、壁及び鉛の厚さの記載
⑪案内図	最寄の公共交通機関等からの案内図

申請書(①)及び添付書類(③～⑪)は、正副用に**2部**ご提出ください。申請書の副本は、許可書交付時に返却します。
 ※2 添付書類のうち、④、⑤の登記事項証明書は、原本1部と写し1部でかまいません。

◆診療所開設届 提出書類等 (開設後、10日以内に届け出てください。)(※1)

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療所(歯科診療所)開設届	
②管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	原本確認のため、原本もお持ちください。臨床研修等修了登録証は、H16.4(歯科はH18.4)以降に免許取得の方が対象です。登録証交付申請は厚生労働省(臨床研修病院等の所在地を管轄する地方厚生局)が窓口です。
③管理者の職歴書	現住所、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載し、押印してください。 職歴は、就職・退職を明確に記載し、最後の行は「〇〇診療所(今回開設した診療所)の管理者となる」で終わるようにしてください。(※3)
④診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	原本確認のため、原本もお持ちください。
⑤業務に従事する助産師の免許証の写し	原本確認のため、原本もお持ちください。
⑥診療に従事する医療従事者の免許証の写し	原本確認のため、原本をお持ちいただくか、「開設者が原本照合した旨」を免許証のコピーに記載するようにしてください。

開設届(①)及び添付書類(②～⑥)は、正副用に**2部**ご提出ください。

※3 管理者が現に他の病院又は診療所に勤務している場合は、その施設の開設者の承諾書が必要となります。
 上記の他、開設者が医療法人の場合は、管理者が医療法人の理事であることを示す書類(議事録等)が必要となります。
 (詳しくは、保健所にお問い合わせください。)

◆エックス線装置備付届 提出書類等 (設置後、10日以内に届け出てください。)(※1)

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療用エックス線装置備付届	
②エックス線診療室の平面図及び側面図	縮尺1/50(歯科は1/50又は1/25)、標識・ランプ等の記載 詳細は、①の診療用エックス線装置備付届の注意事項を参照してください。
③漏えい放射線測定結果報告書(写)	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等 (測定結果は、測定後6か月以内のもの。)

備付届(①)及び添付書類(②、③)は、正副用に**2部**ご提出ください。

診療所(歯科診療所)新規開設の手引き(構造設備)

◆構造設備について（記載内容は無床診療所の基準です。有床診療所については、別途お問い合わせください。）

院内掲示義務（医療法第14条の2）

次に掲げる事項を当該診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

①管理者氏名、②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

清潔保持義務（医療法第20条）

清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

消防設備等（医療法施行規則第16条第1項第16号）

消火用の機械又は器具を備えること。

※医療法施行規則第16条に規定の構造設備基準の他、下記の主な指導基準にご留意ください。

主な指導基準

項 目	主 な 指 導 基 準
建物の構造概要及び平面図	(1)診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に明確に区画されていること。 【例】①診療所と居宅が併設されている場合 診療所と居宅の出入口がそれぞれ別々にあり、廊下等を共用することなく明確に区画されていること。 ②2階以上の建物で診療所と他の事務所が併設されている場合であって、診療所が数階にわたり、かつその最上階に事務所がある場合 診療所と事務所の出入口がそれぞれ別々にあり、かつ診療所の専用階段と事務所の専用階段とが別に設けられているなど、明確に区画されていること。 ③雑居ビル等の場合 ビルの階段、廊下等と診療所が明確に区画されていること。 他の施設との区画は、原則として天井まで仕切りがあること。
	(2)医療機関の各施設は、原則として構造上の一体性を保つこと 【例】雑居ビル等の数階にわたって開設される場合 医療施設の専用経路(専用階段・専用エレベーター等)を確保すること。
	(3)内部構造は原則として必要な各室が独立していること。 【例】廊下と診察室の区画が判然としない構造でないこと。
	(4)各室用途が明示されていること。
診察室	(1)1室で多くの診療科を担当することは好ましくない。 (2)小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。 (3)他の室と明確に区画されていること。【例】診察室と待合室とは明確に区画すること。 診察室が他の室への通路となるような構造でないこと。 (4)診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画する事が望ましい。 (5)診察室は、医師1人につき一室が望ましい。 (6)給水設備があることが望ましい。
診察室等の面積の標準	・診察室 9. 9㎡以上 ・歯科治療室 1セット当たり6. 3㎡以上 2セット以上は1セットにつき5. 4㎡以上 ・歯科技工室 6. 6㎡以上 ・手術室 9. 9㎡以上 ・分べん室 9. 9㎡以上 ・調剤室 6. 6㎡以上 ・待合室 3. 3㎡以上
歯科治療室	(1)他の室と明確に区画されていること。【例】歯科治療室と待合室とは明確に区画すること。 歯科治療室が他の室への通路となるような構造でないこと。
歯科技工室	(1)防じん設備その他必要な設備(防火設備、消火用機械・器具等)を設けること。 (2)その他、歯科技工所の構造設備基準に準じていること。(保健所にお問い合わせください。) (3)診療所の患者以外の者のためにも歯科技工を行う場合には、歯科技工所として届出が必要であり、診療所と機能的・構造的に(外形上明白に)区分されていること。
検査室	(1)臨床検査室は、他の室と明確に区画されていること。 (2)血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。
その他	手術室及び準備室、分べん室及び新生児入浴施設、エックス線装置及び診療室、調剤所等は、保健所にお問い合わせください。
建築確認について	新築物件での開設許可(届出)は、医療法施行規則第16条第2項の構造設備基準を満たしていることを確認するため、建築確認の後に行うこと。

※上記は、東京都の主な指導基準です。

※構造設備により、この他による場合がありますので、事前に平面図でご相談ください。

問い合わせ先 〒206-0025 東京都多摩市永山2-1-5
東京都南多摩保健所 管理課 保健医療担当
電話 042-371-7661(代表) 令和8年1月作成